

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

顧問 李 加弟

II 中国法令アップデート

- 価格行政処罰案件審理審査規則(国家発展改革委員会)
- 社会保険料申告納付管理規定(人力資源・社会保障部)
- 外資銀行行政許可事項実施弁法(意見募集稿)(中国銀行業監督管理委員会)
- 金及び金製品輸出入管理弁法(意見募集稿)(中国人民銀行)

III 中国万感

～中国のゴースタウン～

顧問 杜 雲華

◆上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常法律事務所駐上海代表処)開設のお知らせ◆

当事務所は、上海オフィスの開設に関する許可を中国の司法部から取得し、9月1日より業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより華東地区以南の案件について利便性を向上させ、様々な中国関連案件に対し、これまで培ってきた中国業務の経験を生かし、中国の実情を踏まえたアドバイスを提供していく所存です。

【上海オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス
代表:弁護士 森脇 章
所在地:中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階
郵便番号:200120
TEL:+86-21-6160-2311(代表)
FAX:+86-21-6160-2312
E-MAIL:shanghai@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆名古屋オフィス開設のお知らせ◆

当事務所は、9月24日に名古屋オフィスを開設し業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。名古屋オフィスでは、東海地方の依頼者の皆様に、より密着した形で充実した法的サービスを提供することを目的とし、専門性の高い業務やクロスボーダーの法律問題に関するソリューションを、当事務所の東京および海外オフィスの弁護士と連携しつつ、ダイレクトに提供いたします。名古屋オフィスには、コーポレート、M&A、独占禁止法およびアジア関係の業務などの幅広い業務を手掛ける青柳良則弁護士が常駐し、あらゆる分野の法的サービスを、ワンストップで提供してまいります。

【名古屋オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス
代表:弁護士 青柳 良則
所在地:愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
TEL:052-533-4770(代表)
FAX:052-533-4772
E-MAIL:nagoya@amt-law.com

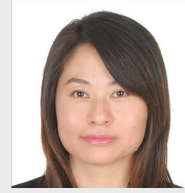
※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆シンガポールオフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、本年度中に、シンガポールにオフィスを開設することになりましたので、お知らせいたします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

I 中国相談室



顧問 李 加弟

Q: 上海自由貿易試験区(以下「試験区」という)において、ネガティブリストに含まれない事業を行う一般的な外商投資企業の設立を考えています。試験区においてこのような企業設立の流れ、提出資料、所要時間等を教えてください。

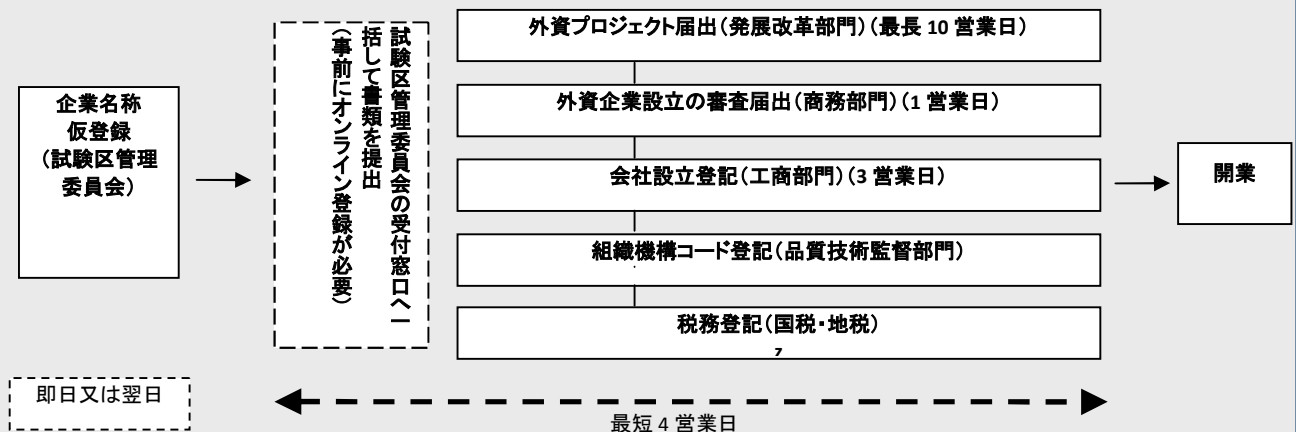
A: 試験区における外商投資企業の設立については、主に以下の法令が規定している。

- ・中国(上海)自由貿易試験区管理弁法
- ・中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出弁法
- ・中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法

これらの規定による外商投資企業設立の手続は以下の通りである¹。

1. 設立フローについて

これらの法規の規定によれば、試験区において一般的な外商投資企業を設立する場合、以下のような流れに従い、手続を行う。



2. 主な変更

1) 外商投資プロジェクトの届出

従前(及び他地域で)要求されていたプロジェクト審査確認(発展改革部門)が届出に変更された。また、同届出のために必要な文書も従来の場合と比べ、大幅に減少し、出資者の主体資格の証明(日本企業の場合は登記簿謄本)、出資に関する決議、不動産の賃貸借契約等の資料に限られている。また、同届出に対する審査は、10 営業日以内に完了するとされている。ただし、この「届出」は事前に要求されており、日本で通常使用される「届出」(事後報告)とは異なる点に留意する必要がある。

¹ 以下ではネガティブリストに含まれない事業を行う場合を前提としている。試験区においてネガティブリストに含まれる事業を行う外商投資企業を設立する場合の手続は、窓口が一本化されたこと以外はほぼ従前と相違ない。

2) 会社設立に関する届出制度

商務部門における認可審査が届出へと変更された。従前要求されていた認可の場合、商務部門は、投資主体の資格、投資分野、投資方式、金額、設立予定の会社の契約(中外合弁の場合の合弁契約)や定款等の各事項について審査を行うが、届出の場合は、投資主体資格、投資分野等の基本情報のみについて届出を行う。但し、上記の届出は、工商登記の前に必要とされており、上記 1 と同様、通常の意味での届出とは異なることに留意が必要である。

3) 窓口の一本化

試験区において外商投資企業を設立する場合、資料提出及び証書の受領窓口は、全て試験区管理委員会において行われる。政府内部における工商、品質技術監督部門及び税務部門等の部門間での資料転送は同委員会を含む政府部門間で行われ、全ての手続きを完了した後に、最後に受理窓口から申請者に証書が発行される。

4) 時間の短縮

従来の手続では、最も簡単な外商投資企業でも、商務、工商、品質技術監督及び税務の各部門での手続きに最低でも 29 営業日が必要であった。しかし試験区において、外商投資企業設立届出で 1 営業日以内、工商部門は、3 営業日で登記決定を行い、品質技術監督部門、税務部門は、工商部門登記決定後に 1 営業日で関連証書を発行されるようになっており、これが最短 4 営業日まで短縮された。

従来は、外商投資企業の設立は、①発展改革部門によるプロジェクト審査確認²、②商務部門による会社設立の認可、③工商局による登記及び④登記後の各手続き(組織コード登記や税務登記等)を行い、かつ、各手続きは、各管轄部門に対してそれぞれ資料を提出、申請を行う必要があり、全ての手続きを完了させるには 2、3 ヶ月がかかるのが一般的だったことと比較すると、「届出」といいながら実質的には事前審査であることはさておき(上記 1・2)、所要時間や窓口の一本化については大きな変化と思われる。

この実務が将来的に他地域においても広がっていくのが注目される。

² 生産設備の導入、工場の設立等の場合、このプロジェクト審査確認手続きが必要であるが、全ての外商投資企業は、必ずこの手続きを経るわけではない。

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<価格法>

価格行政処罰案件審理審査規則(国家発展改革委員会)

[ポイント] 本規則は、「価格行政処罰手続規定」、「価格独占の禁止に関する行政法執行手続規定」などに基づき、価格主管部門が行う行政処罰(価格カルテルなどの価格違法行為に対する処罰などが含まれる。)の審理、審査手続を定めたものである。

(2013年9月30日公布、2014年1月1日施行)(発改価監[2013]1950号)

[原文] [价格行政处罚案件审理审查规则](#)

<社会保険>

社会保険料申告納付管理規定(人力資源・社会保障部)

[ポイント] 本規定は、「社会保険法」などに基づき、社会保険料(社会保険とは、従業員養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、生育保険を指す。)の申告及び納付の手続などについて定めたものであり、現行の「社会保険料申告納付管理暫定弁法」に替わるものである。本規定については、2011年11月に草案が公表され、意見募集が行われていた(2011年12月1日付け法令調査報告書ご参照。)。本規定では、納付した社会保険料に不足が発見された場合の補充納付期間が、使用者が社会保険料補充納付通知を受領してから5営業日以内とするなどの点が草案から修正されている。

(2013年9月26日、同年11月1日施行)(中華人民共和国人力資源和社会保障部令第20号)

[原文] [社会保险费申报缴纳管理规定](#)

<銀行業>

外資銀行行政許可事項実施弁法(意見募集稿)(中国銀行業監督管理委員会)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、外資銀行の行政許可について定めたものであり、「中国銀行業監督管理委員会外資金融機構行政許可事項実施弁法」に替わるものである。

本弁法では、外資独資、中外合弁銀行の設立要件、外国銀行支店から外商独資企業への組織変更の要件、手続のほか、定款変更や解散に際する認可手続などが明らかにされている。

(意見募集期間:2013年9月30日~同年10月30日)

[原文] [外资银行行政许可事项实施办法\(征求意见稿\)](#)

<輸出入管理>

金及び金製品輸出入管理弁法(意見募集稿)(中国人民銀行)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、未鍛造の金や金製品や半製品について輸出入許可制度を実行することを定めたものである。本弁法によれば、金及び金製品の輸出入に際しては、中国人民銀行が発行する金及び金製品輸出入許可証の取得が必要となる。また、個人が200グラムを超える金製品を携帯して出入国する際も、個人金及び金製品携帯輸出入許可証が必要となる。

本法の対象となる金及び金製品の詳細については、別途中国人民銀行と税関総署が定める「金及び金製品輸出入管理目録」によって明らかにされる。

(意見募集期間:2013年9月30日～同年10月29日)

[原文] 黄金及黄金制品进出口管理办法(征求意见稿)

【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

No	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
1	国	全国人民代表大会常務委員会による国務院に中国（上海）自由貿易試験区における関連法律規定の行政許認可の一時的調整を授權することに関する決定	全国人民代表大会常務委員会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定	2013年8月30日 第12期全国人民代表 大会常務委員会 第4回会議通過	全国人民代表大会 常務委員会	2013年8月30日 (2013年10月1日)	国務院に対し試験区において外資三法の審査認可に関する規定の適用の調整を授權したものの。
2	国	国務院による中国（上海）自由貿易試験区総合方案	国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知	国発[2013]38号	国務院	2013年9月18日 (同日)	試験区の全体的な政策。 別紙の「中国（上海）自由貿易試験区サービス行拡大開放措置」で新たに外資に開放される業種が規定されている。
3	国	国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見	国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见	工商外企字 [2013]147号	国家工商行政管理 総局	2013年9月26日 (同日)	会社の実収資本を登記しないこと、最低資本金の廃止、出資方法・出資期限の自由化。 年度検査の廃止・年次報告制度の新設。 会社設立後は別に許認可が必要な業務を除き、直ちに一般的な事業活動を行うことが可能。
4	国	国家工商総局による中国（上海）自由貿易試験区の新営業許可証案の試行の同意に関する回答	国家工商总局关于同意中国（上海）自由贸易试验区试行新的营业执照方案的批复	工商外企字 [2013]148号	国家工商行政管理 総局	2013年9月26日 (同日)	試験区の会社の営業許可証の書式を規定。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
5	地方	上海市人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易試験区における本市の関連地方性法規規定実施の暫定調整に関する決定	上海市人民代表大会常務委員会关于在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整实施本市有关地方性法规规定的决定	上海市人民代表大会常務委員会公告第3号	上海市人民代表大会常務委員会	2013年9月26日 (2013年10月1日)	試験区において上海市外商投資企業審査認可条例の不適用を規定。
6	国・地方	交通運輸部及び上海市人民政府による「中国（上海）自由貿易試験区総合方案」の実施及び上海国際輸送センター建設の加速推進に関する実施意見	交通运输部 上海市人民政府关于落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》加快推进上海国际航运中心建设的实施意见	交水発[2013]584号	交通運輸部・上海市人民政府	2013年9月27日 (同日)	国際船舶運輸業務に関する外資比率の制限を緩和（49%が上限→50%以上も可）。 国際船舶管理業務の外資規制を撤廃
7	国	国家質量監督検査検疫総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見	质检总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见	国質検通[2013]503号	国家質量監督検査検疫総局	2013年9月27日 (同日)	試験区内の特種設備生産単位の許認可等一部の権限の上海市質量技術監督部門への移譲等
8	国	上海において中国資本の非五星旗国際航行船舶の沿海通過に関する公告	关于在上海试行中资非五星旗国际航行船舶沿海捎带的公告	交通運輸部公告2013年第55号	交通運輸部	2013年9月27日 (同日)	中国資本の海運会社による中国船籍以外の船を用いた中国沿岸の港湾・上海港間での輸出入コンテナ輸送業務の試行等

No	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
9	地方	上海市都市建設交通委員会による中国（上海）自由貿易試験区における外商投資建設工程企業設立の関連事項に関する通知	上海市城乡建设和交通委员会关于在中国（上海）自由贸易试验区设立外商投资建设工程企业有关事项的通知	滬建交聯 [2013]997号	上海市都市建設交通委員会	2013年9月27日 (2013年10月1日)	試験区に設立される外商投資建設工程設計企業及び外商投資建築業企業につき次の例外を認めるもの。 (i)外国側出資者の工程設計実績の審査を廃止 (ii)上海市の中外合同建設プロジェクトを請け負う際の外資比率の制限を廃止
10	国	中国銀監会による中国（上海）自由貿易試験区銀行業監督管理の関連問題に関する通知	中国银监会关于中国（上海）自由贸易试验区银行业监管有关问题的通知	銀監発[2013]40号	中国銀行業監督管理委員会	2013年9月28日 (同日)	条件を満たす中国資本の銀行によるオフショア業務を解禁等。
11	国	文化部による中国（上海）自由貿易試験区文化市場管理政策の実施に関する通知	文化部关于实施中国（上海）自由贸易试验区文化市场管理政策的通知	文市発[2013]47号	文化部	2013年9月29日 (同日)	演出ブローカー業務の設立と上海市におけるサービス提供、娯楽場所試験区内での開設の解禁。 試験区に設立した会社が生産したゲーム機・ソフトを中国国内向けに販売することの解禁（ただし内容審査あり）等。
12	国	中国保険監督管理委員会による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持	保监会支持中国（上海）自由贸易试验区建设		中国保険監督管理委員会	2013年9月29日	以下の事項等に対する支持を表明したもの ・外資による専門健康保険機構の設立 ・保険会社が試験区内に支店等を設立し、人民元クロスボーダー再保険業務を展開すること ・試験区の保険機構による国外投資の試行（概要のみ公開されており全文は非公開）

No	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
13	国	資本市場による中国（上海）自由貿易試験区の支持促進の若干政策措置	资本市场支持促进中国（上海）自由贸易试验区若干政策措施		中国証券監督管理委員会	2013年9月29日	上海先物取引所が試験区内に上海国際エネルギー取引センター株式会社を設立し、国際的原油先物のプラットフォームの建設を進めることに対する同意等 (実施細則が別途制定される予定)
14	地方	中国（上海）自由貿易試験区管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区管理办法	上海市人民政府令第7号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の運営・管理、投資管理、貿易、金融等に関する全般的な規定。 (詳細は2013年10月15日号参照)
15	地方	中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法	滬府発[2013]71号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社の外商投資プロジェクト届出（従前の外商投資プロジェクト審査確認に相当する）の規定。（詳細は本号参照）
16	地方	中国（上海）自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区境外投资项目备案管理办法	滬府発[2013]72号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社による国外投資プロジェクト届出（従前の国外投資プロジェクト審査認可に相当する）の規定。
17	地方	中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法	滬府発[2013]73号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社の商務部門における設立届出の規定。（詳細は2013年10月15日号及び本号参照）
18	地方	中国（上海）自由貿易試験区国外投資企業開設届出管理弁法	中国（上海）自由贸易试验区境外投资开办企业备案管理办法	滬府発[2013]74号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社が国外に会社を設立する場合の手続の規定。

No	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
19	地方	中国（上海）自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置（ネガティブリスト）（2013年）	中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2013年）	滬府発[2013]75号	上海市人民政府	2013年9月29日 (同日)	試験区における簡易な手続を利用することができない業種の一覧。（詳細は2013年10月15日号を参照）
20	地方	中国（上海）自由貿易試験区管理委員会による中国（上海）自由貿易試験区管理委員会印章の使用開始及び上海総合保税区管理委員会印章の使用停止に関する通知	中国（上海）自由贸易试验区管理委员会关于启用中国（上海）自由贸易试验区管理委员会印章和停止使用上海综合保税区管理委员会印章的通知		中国（上海）自由貿易試験区管理委員会	2013年9月29日 (同日)	試験区管理委員会の印章の使用開始、及びこれまでの上海総合保税区管理委員会の印章の使用停止
21	地方	上海市工商行政管理委員会による中国（上海）自由貿易試験区内企業登記管理に関する規定の印刷・配布に関する通知	上海市工商行政管理局关于印发《关于中国（上海）自由贸易试验区内企业登记管理的规定》的通知		上海市工商行政管理局	2013年9月30日 (2013年10月1日)	国家工商行政管理総局による通知（本一覽 No. 3）に対応する規定。
22	国	中国（上海）自由貿易試験区関連輸入税収政策の通知	关于中国（上海）自由贸易试验区有关进口税收政策的通知	財関税[2013]75号	財政部・海関総署・国家税務総局	2013年10月15日 (2013年9月29日)	試験区内の生産企業及び生産性サービス企業が輸入する機器・設備等の免税。 試験区内に設立された中国資本のリース会社やそのSPCが国外から購入する25t以上の航空機が中国資本の航空会社にリースされる場合に増値税の軽減税率を適用する等。



中国万感

【中国のゴースタウン】

顧問 杜 雲華

中国では、最近「鬼城」(ゴースタウン。「鬼」は幽霊の意味。)という言葉が注目を浴びている。都市化を進めるために続々と建設された都市の中には、人口が少なく、空室率が非常に高くなっているものがあり、夜になると真っ暗で人がいないことから、ゴースタウンと呼ばれている。

報道でよく目にする代表的なものには、内モンゴル自治区のオルドス市カンバシ新区、河南省の鄭州市鄭東新区と鶴壁市、遼寧省の営口市、江蘇省の常州市等がある。中でも、内モンゴル自治区オルドス市カンバシ新区は 2003 年から 50 億元を投入して面積 32 平方キロ、人口 100 万人の新都市として計画されたが、現在僅か 3 万人ほどしか住んでいない。また、約 1000 億元を投資して建設された河南省鄭州市鄭東新区の住宅空室率が約 55%と報道された。

中国でゴースタウンが発生する原因は何か。

まず、地方政府が新都市の建設を過度に進めていることである。新都市は格好の行政成果となるだけでなく、土地使用権を売ることによる財政収入も得られる(中国では、政府が所有する土地の使用権をデベロッパーに売却する形で開発が行われる。)

また、これらの都市の不動産は基本的に投資のために売買される。銀行預金が高い金利を期待できず、かつ物価の上昇・貨幣価値の下落に備えるため、投資の対象として不動産を選ぶ富裕層が多い。投資目的のため実際に居住することを前提としていない。中堅層以下では、近年のマンション購入の大衆化を受け、大都市では高額すぎて購入できない層が地方都市でマンションを購入するということもある。

さらに、新都市は教育、医療、商店、公園、交通機関などの社会インフラが十分でなく快適ではないという指摘もある。

衛星写真を見ると、上記の代表的なもの以外にもゴースタウンが存在することがわかる。これらのゴースタウンは実際に人が住む街になるのか、それともゴースタウンのまま老朽化していくのか、注目されている。

参考ウェブサイト(外部リンク・中国語)

<http://pic.business.sohu.com/detail-460354-0.shtml>

TOPICS

2013年10月15日

当事務所の北京オフィス顧問、李加弟弁護士、アソシエイト、濱本浩平弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の内紛と仲裁判断の執行・不執行事例の紹介」
（「国際商事法務」 Vol.41, No.10(2013)）

2013年10月19日-20日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が、2013年10月19日から20日まで北京で開催された東アジア倒産再建協会主催の第5回東アジア倒産再建シンポジウムに参加し、「国際倒産における管轄権の決定～中国の実情から考える～」と題するセッションにてパネリストを務めました。

2013年10月30日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が、2013年10月30日に開催された「IBL チャイニーズ・ロイヤーズ・クラブ」にて、「中国(上海)自由貿易試験区について」をテーマに講師を務めました。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

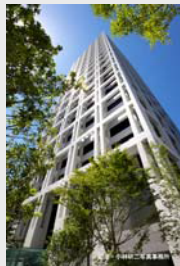
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.cn>



安德森·毛利·友常律師事務所駐上海代表處

中華人民共和國上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com